



国民年金及び共済年金の 年金額の改定等について

平成23年度の年金額の改定について

平成23年1月28日、厚生労働省は、平成23年度の年金額を0・4%引き下げることが公表しました。（平成22年平均の全国消費者物価指数の対前年変動率がマイナス0・7%になり、年金額算定の基準となる平成17年の物価と比較して平成22年の物価はマイナス0・4%となったため。）

※年金額の改定は、4月分が支払われる6月の支払いから変更されています。

本稿では、国民年金制度と共済年金制度に関して、平成23年度の主な変更点を取りあげてみましたので、ご覧ください。

まず、国民年金制度の年金額と子の加算額との前年比較については、下記図1のとおりとなります。

次に、共済年金制度における年金額と前年度比較については次頁図2のとおりです。

図1

国民年金

平成23年度の年金額と前年度比較

単位（円） ▲は、マイナス表示

		平成23年度	平成22年度	前年度比較
老齢基礎年金	年金額（満額）	788,900	792,100	▲3,200
障害基礎年金	年金額（障害等級1級）	986,100	990,100	▲4,000
	年金額（障害等級2級）	788,900	792,100	▲3,200
遺族基礎年金	年金額	788,900	792,100	▲3,200

障害基礎年金および遺族基礎年金の加算額

単位（円） ▲は、マイナス表示

		平成23年度	平成22年度	前年度比較
子の加算	第一子・第二子	227,000	227,900	▲900
	第三子以降	75,600	75,900	▲300

※1. 上記の年金額は、年額にて表記しております。

※2.（参考）平成23年度の保険料は月額15,020円と前年度比マイナス80円となりました。

図2

共済年金

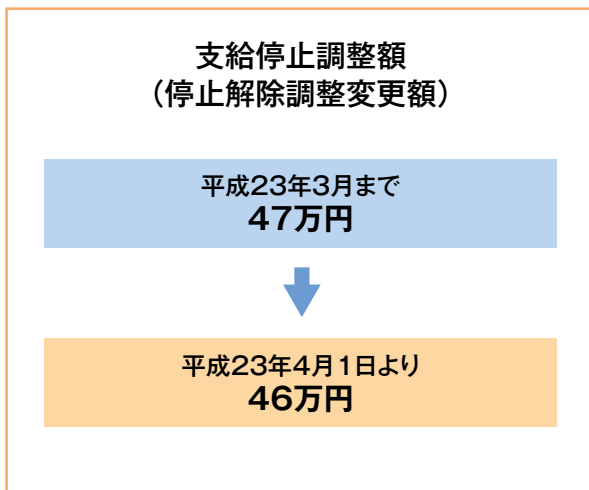
平成23年度の年金額と前年度比較

単位（円） ▲は、マイナス表示

		平成23年度	平成22年度	前年度比較
退職共済年金	加給年金額（配偶者）	394,500	396,000	▲1,500
	加給年金額（第一子・第二子）	227,000	227,900	▲900
	加給年金額（第三子以降）	75,600	75,900	▲300
障害共済年金	加給年金額	227,000	227,900	▲900
	最低保障額 （障害基礎年金が支給されない場合の いわゆる厚生年金相当部分）	591,700	594,200	▲2,500
	最低保障額 （公務等傷病による場合の加給年金額 以外の部分） ・ 障害等級1級	4,195,300	4,212,500	▲17,200
	・ 障害等級2級	2,591,200	2,601,800	▲10,600
	・ 障害等級3級	2,344,500	2,354,100	▲9,600
遺族共済年金	公務等による遺族共済年金の 最低保障額	1,048,800	1,053,100	▲4,300
	中高齢寡婦加算額	591,700	594,200	▲2,500

※ 上記の年金額は、年額にて表記しております。

図3



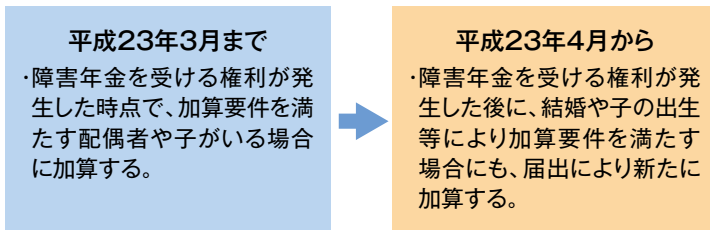
平成23年度以降の退職共済年金の支給停止調整額および停止解除調整変更額が次のとおりに変更されました。（図3をご覧ください。）

支給停止調整額とは、退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者等である間（退職共済年金の受給権者が短時間勤務の再任用職員となり民間会社等に再就職するなどして、厚生年金等に加入した場合）における支給停止に係る金額のことです。

また、停止解除調整変更額とは、退職共済年金の受給権者が組合員である間（フルタイムでの再任用の場合）における支給停止に係る金額のことです。

退職共済年金 支給停止調整額および
停止解除調整変更額の改定について

図4



新たに配偶者や子の加算ができる方

障害年金の受給権が発生後、生計を同一にする配偶者や子がいる方

- 配偶者の加算が可能な年金
 - ・1級、2級の障害共済年金
- 子の加算が可能な年金
 - ・1級、2級の障害基礎年金

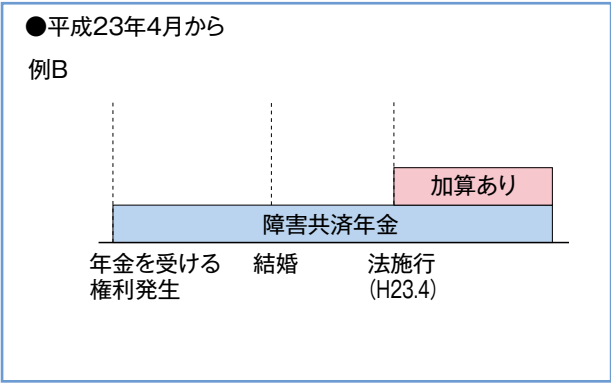
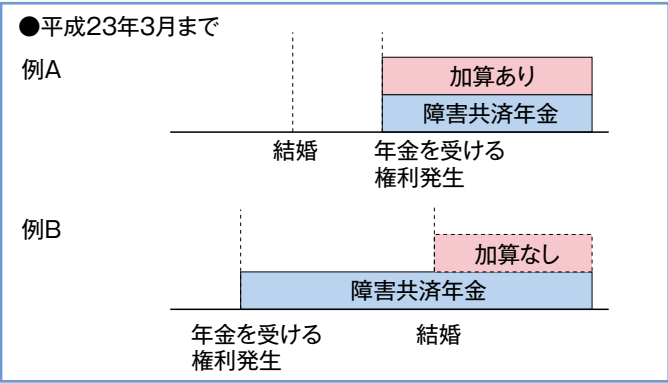
※配偶者の加算は、配偶者自身が障害年金や加入期間が20年以上の老齢厚生年金および退職共済年金を受けている間は停止されます。
 ※旧法にもとづく障害年金の取り扱いを省略しております。

障害年金の配偶者や子の加算制度の改正について

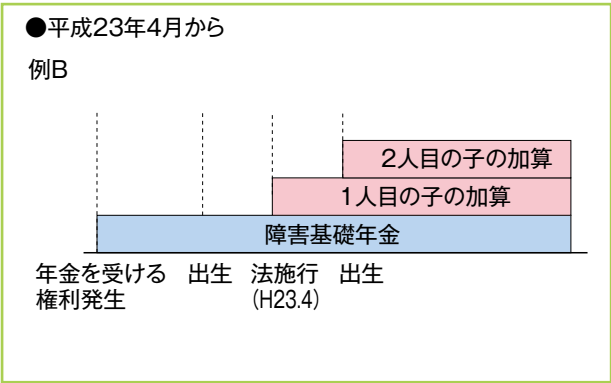
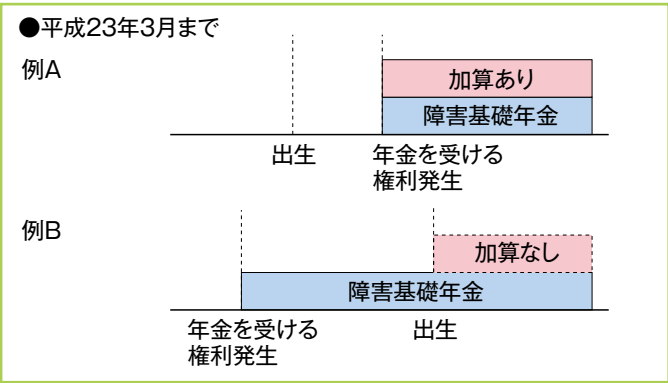
平成23年4月から「障害年金加算改善法」の施行により、障害年金の受給権者について、結婚や子の出生等による生活状況の変化に応じたきめ細かな対応をはかる目的から、障害年金の配偶者や子の加算制度が改正されました。具体的には、図4のとおり障害基礎年金、障害共済年金等の額の加算に係る配偶者や子の範囲が拡大されました。(平成23年4月1日施行)。

(報告・協会職員 河本敦彦)

配偶者の加算が行われる具体例



子の加算が行われる具体例



※参考：日本年金機構 HPより